

都市建設常任委員会会議記録

日 時 平成28年12月15日(木曜日)

午前10時 3分 開議

場 所 水戸市議会 第1委員会室

午前11時43分 散会

付託事件

議案第105号, 議案第106号, 議案第110号, 議案第111号, 議案第120号, 議案第127号
中別表中歳出中第8款, 議案第134号

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

- ① 議案第105号 水戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
- ② 議案第106号 水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例
- ③ 議案第110号 指定管理者の指定について(都市公園等)
- ④ 議案第111号 市道路線の認定及び廃止について
- ⑤ 議案第120号 土地の取得について(都市計画道路3・3・2号中大野中河内線用地)
- ⑥ 議案第127号 平成28年度水戸市一般会計補正予算(第4号)中別表中歳出中第8款(土木費)
- ⑦ 議案第134号 平成28年度水戸市下水道事業会計補正予算(第1号)

2 出席委員(7名)

委員長	安 藏	栄 君	副委員長	小 泉 康 二 君
委員	中 庭 次 男 君		委員	飯 田 正 美 君
委員	五十嵐 博 君		委員	高 橋 丈 夫 君
委員	松 本 勝 久 君			

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(2名)

議 長	村 田 進 洋 君	議 員	土 田 記 代 美 君
-----	-----------	-----	-------------

5 説明のため出席した者の職, 氏名

建設部長	猿 田 佳 三 君	建設部技監	市 村 正 一 君
建設部技監兼 道路建設課長	弓 野 憲 一 君	建設部技監兼 河川都市排水 課 長	大 和 直 文 君
建設部技監兼 建築課長	小 林 幸 夫 君	建設計画課長	大 森 幹 司 君
道路管理課長	木 村 勤 君	生活道路整備 課 長	安 達 茂 君
土木補修事務 所 長	大 山 裕 己 君	内原建設事務 所 長	岡 田 紀 治 君

都市計画部長	村	上	晴	信	君	都市計画部長 副部長	小	川	喜	実	君
都市計画部技監兼 建築指導課長	川	崎	洋	幸	君	都市計画部技監兼 市街地整備課長	坏		貴	之	君
都市計画部技監兼 泉町周辺地区 開発事務所長	加	藤	久	人	君	都市計画課長	黒	澤	純	一	郎
公園緑地課長	上	田		航	君	住宅政策課長	和	田		宏	君
下水道部長	小	林	夏	海	君	下水道部参事 兼下水道管理 課長	白	田	敏	範	君
下水道部技監	清	水	安	隆	君	下水道部技監 兼下水道施設 管理事務所長	舘	山	祐	清	君
下水道整備課長	松	葉	光	隆	君						
6 事務局職員出席者											
議事係長	大	森	貴	広	君	書記	石	田	一	樹	君

午前10時 3分 開議

○安藏委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから都市建設委員会を開会いたします。

この際、御報告をいたします。

本日、一般傍聴人2名がお見えになりますので、よろしく願いをいたします。

[傍聴人入室]

○安藏委員長 それでは、これより議事に入ります。

さきの本会議において、当委員会に付託されました案件は、議場で配付されました議案審査分担表のとおり、議案第105号ほか6件であります。

それでは、審査の進め方についてお諮りをいたします。委員会の審査日程が2日間となっておりますので、本日は執行部に提出議案の説明を求め、その後、質疑を行いまして、明日御意見等を伺った後、採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」「今日は、午前中で終わらせるんだね」と呼ぶ者あり]

○安藏委員長 いや、審議の内容によってということなんですけれども。

[発言する者あり]

○安藏委員長 そういうことになります。審議に御協力をよろしくお願いします。

それでは、御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

お諮りをいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第105号ほか6件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○安藏委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、これより執行部から提出議案の説明を願います。

初めに、議案第105号 水戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について、執行部から説明を願います。

川崎技監兼建築指導課長。

○川崎都市計画部技監兼建築指導課長 議案書①、7ページをお開き願います。あわせて、都市計画部建築指導課提出の参考資料を御参照願います。

市議会議案第105号 水戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について、参考資料をもとに御説明いたします。

1の改正理由でございますが、泉町北地区及び水戸駅前三の丸地区において、地区計画を都市計画に定めるところでございます。これに伴いまして、当該地区における建築物の適正な規制、誘導を図るため、条例を改正するものでございます。

次に、2の改正内容でございますが、まず、別表第1の地区整備計画区域に泉町北地区地区整備計画区域及び水戸駅前三の丸地区地区整備計画区域を追加します。この両地区整備計画区域におきまして、別表第2に建築してはならない建築物を、別表第3に延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度を、ページを返

していただきまして、別表第4に延べ面積の敷地面積に対する割合の最低限度を、別表第5に建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度を、別表第7に建築面積の最低限度を、別表第8に建築物の壁面の位置の制限をそれぞれ追加いたします。さらに、水戸駅前三の丸地区においては、別表第9に建築物の高さの最高限度を追加いたします。

次に、3の施行期日につきましては、公布の日を予定しております。

また、3ページから9ページにかけては、改正部分の新旧対照表でございます。さらに、10ページには、本条例の根拠となる建築基準法の参照条文を添付してございますので、御参照いただきますよう、お願いいたします。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○安蔵委員長 それでは、次に議案第106号 水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例について、説明願います。

上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 それでは、議案書①の11ページをお開き願います。

市議会議案第106号 水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

本条例案は、お手元の参考資料に記載しております水戸市酒門町東原第4児童遊園ほか1児童遊園につきまして、開発行為による帰属の手続が完了したことから、これを開設し、市民の皆様の利用に供するため、当該条例に追加を行うものです。

また、付則といたしまして、条例の施行期日を平成29年1月1日から施行するとしております。

位置図等の参考資料につきましては、お手元に配付してございます公園緑地課提出の議案第106号参考資料を御参照願います。

なお、これによりまして、市内の児童遊園数は246カ所となります。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○安蔵委員長 次に、議案第110号 指定管理者の指定について（都市公園等）につきまして、説明願います。

上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 それでは、議案書①の19ページをお開き願います。

市議会議案第110号 指定管理者の指定について、御説明いたします。

1の管理を行わせる公の施設の名称でございます。公園緑地課の公園整備により完成した（1）の都市公園、河和田街区公園1カ所のほか、市議会議案第106号において条例への追加を提案しております児童遊園といたしまして、（2）のアの水戸市酒門町東原第4児童遊園及びイの水戸市中丸町新切児童遊園の2カ所でございます。

2の指定管理者となる団体の名称につきましては、一般財団法人水戸市公園協会でございます。

3の指定の期間は、平成29年1月1日から平成33年3月31日まででございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○安蔵委員長 それでは、次に議案第111号 市道路線の認定及び廃止について、説明を願います。

大森建設計画課長。

○大森建設計画課長 それでは、市議会議案第111号 市道路線の認定及び廃止について、御説明させていただきます。

あわせて11月24日に開催されました委員会において資料請求をいただきました、市道酒門358号線の概要につきましても、説明をさせていただきます。

それでは、議案書①の21ページをお開き願います。

本案件につきましては、道路法第8条及び第10条の規定に基づき、市道路線の認定及び廃止を別紙のとおり行うものでございます。

ページを返していただきまして、別紙でございますが、22ページから23ページにかけて認定の対象となる16路線について、23ページの下段から24ページにかけては廃止の対象となる9路線についての調書となっております。

また、25ページから37ページまでがそれぞれ対象路線の位置図となっておりますので、御参照のほどお願いいたします。

なお、詳細につきましては11月24日の都市建設委員会にて説明させていただいておりますので、省略させていただきます。

続きまして、11月24日の委員会において資料請求いただきました市道酒門358号線の概要につきまして、建設計画課提出資料を用いて説明をさせていただきます。

議案第111号参考資料をごらんください。今回、市道酒門358号線として市道認定を行うものとして、議案として提出させていただきましたこの路線につきましては、先行して整備が進められております新ごみ処理施設のアクセス道路である常澄8-3656号線と市道酒門158号線の交点である県道中石崎水戸線を結び、一体的な道路の利用を図ることで、利便性の向上、ひいては水戸市と大洗町の広域的ネットワークの強化、さらには県央地域における観光振興の寄与が期待できることから、整備を進めるものでございます。

概要につきましては、資料の1ページの中ほどに記載してあるとおりで、計画延長は約1,700メートル、計画幅員は13メートル、計画交通量としては1日8,000台を見込んでございます。関係者数は85名、補償家屋数としては倉庫が3棟という形になってございます。

ページを返していただきまして、後ろに計画平面図をお示しさせていただいております。

また、今後のスケジュールにつきましては、A3横の左下段のほうに事業スケジュールを記載しておりますので、御参照のほどお願いいたします。

説明は以上になります。よろしく申し上げます。

○安藏委員長 次に、議案第120号 土地の取得について（都市計画道路3・3・2号中大野中河内線用地）について、説明願います。

弓野技監兼道路建設課長。

○弓野建設部技監兼道路建設課長 それでは、議案書①の55ページをお開き願います。

市議会議案第120号 土地の取得について、御説明をさせていただきます。

水戸市土地開発公社の解散に伴いまして、都市計画道路3・3・2号中大野中河内線用地といたしまして、

取得するものでございます。

土地の表示につきましては、水戸市見川5丁目253番16ほか15筆でございます。地目につきましては、宅地、畑、山林、原野でございます。面積は8,771.27平方メートルでございます。

取得価格につきましては、7億8,488万6,492円でございます。

契約相手方につきましては、水戸市土地開発公社理事長、田尻充でございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

○安藏委員長 次に、議案第127号 平成28年度水戸市一般会計補正予算（第4号）中別表中歳出中第8款（土木費）について、説明を願います。

初めに、1項土木管理費、1目土木総務費についてお願いをいたします。

大森建設課長。

○大森建設計画課長 平成28年度補正予算について、御説明をいたします。

議案書⑤平成28年度補正予算に関する説明書の22、23ページをお開き願います。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費につきましては、建築行政に要する職員給与費を106万4,000円増額するものでございます。内訳につきましては、給与改定に伴う増加額が119万3,000円。その他の増減額として、人事異動などに伴う所要額の変更が12万9,000円の減額となっております。

説明は以上でございます。

○安藏委員長 次に、2目建築指導費について、黒澤都市計画課長。

○黒澤都市計画課長 それでは、説明いたします。

8款1項2目建築指導費につきましては、建築指導に要する職員給与費を904万9,000円増額するものであります。内訳につきましては、給与改定に伴う増加額が124万4,000円、その他の増減額といたしまして、人事異動等に伴う所要額の変更が78万5,000円の増額となっております。

以上でございます。

○安藏委員長 次に、2項道路橋りょう費及び3項河川費について、大森建設計画課長。

○大森建設計画課長 続きまして、8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう総務費につきましては、道路管理に要する職員給与費などを197万2,000円減額するものでございます。内訳につきましては、給与改定に伴う増加額が262万円。その他の増減額といたしまして、人事異動などに伴う所要額の変更が566万5,000円の減額となっております。

さらに、道路管理経費につきましては、職員の退職に伴い、臨時職員1名を雇用したため、所要額107万3,000円の補正を行うものでございます。

次に、3目道路新設改良費につきましては、道路新設改良に要する職員給与費を607万4,000円減額するものでございます。内訳につきましては、給与改定に伴う増加額が221万5,000円。その他増減額として、人事異動などに伴う所要額の変更が828万9,000円の減額となっております。

次に、8款土木費、3項河川費、1目河川総務費につきましては、河川管理に要する職員給与費を941万9,000円増額するものでございます。内訳につきましては、ページを返していただきまして、

24, 25ページでございますが、給与改定に伴う増加額が107万1,000円。その他の増減額として、人事異動に伴う所要額の変更が834万8,000円の増額となっております。

説明は以上でございます。

○安蔵委員長 次に、4項都市計画費、1目都市計画総務費について、黒澤都市計画課長。

○黒澤都市計画課長 それでは、説明いたします。

その前に、訂正がございます。先ほど、23ページのほうの建築指導費のその他の増減額の中で78万5,000円と発言いたしましたが、正しくは780万5,000円ということでございます。訂正しておわび申し上げます。申しわけございません。

それでは、8款4項1目都市計画総務費につきまして、御説明いたします。

都市計画行政に要する職員給与費を185万9,000円増額するものであります。内訳につきましては、給与改定に伴う増加額が272万4,000円。その他の増減額として、人事異動等に伴う所要額の変更が86万5,000円の減額となっております。

また、都市計画共通管理費につきましては、職員の1名減に伴い、臨時職員を2名雇用したため、所要額79万9,000円の補正を行うものであります。

以上でございます。

○安蔵委員長 次に、3目公共下水道費について、白田参事兼下水道管理課長。

○白田下水道部参事兼下水道管理課長 同じく、24, 25ページになりますが、3目公共下水道費につきましては、給与費の改定及び人事異動による所要額の整理に伴いまして、人件費の補正を行うため、下水道事業会計繰出金を増額補正するものであります。

説明につきましては以上でございます。

○安蔵委員長 それでは、次に4目街路整備事業費について、大森建設計画課長。

○大森建設計画課長 続きまして、4目街路整備事業費につきましては、街路整備事業に要する職員の給与費を103万1,000円減額するものでございます。内訳につきましては、給与改定に伴う増加額が57万1,000円。その他の増減額としまして、人事異動などに伴う所要額の変更が160万2,000円の減額となっております。

説明は以上でございます。

○安蔵委員長 次に、6目公園費及び5項住宅費について、黒澤都市計画課長。

○黒澤都市計画課長 それでは、8款4項6目公園費につきまして、御説明いたします。

公園建設事業に要する職員給与費を105万5,000円増額するものであります。内訳につきましては、給与改定に伴う増加額が31万4,000円。その他の増減額として、人事異動等に伴う所要額の変更が74万1,000円の増額となっております。

公園等管理費につきましては、一般財団法人水戸市公園協会の職員給与を市職員に準じて改定するため、所要額98万7,000円の補正を行うものであります。

続きまして、8款5項1目住宅管理費につきましては、住宅行政に要する職員給与費を17万6,000円増額するものであります。内訳につきましては、給与改定に伴う増加額が51万4,000円。

その他の増減額として、人事異動等に伴う所要額の変更が33万8,000円の減額となっております。

以上でございます。

○安藏委員長 次に、議案第134号 平成28年度水戸市下水道事業会計補正予算（第1号）について、説明をお願いします。

白田参事兼下水道管理課長。

○白田下水道部参事兼下水道管理課長 市議会議案第134号 平成28年度水戸市下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、御説明いたします。

説明につきましては別冊になりますが、議案書⑦の平成28年度下水道事業会計補正予算に関する説明書並びに明細書により説明させていただきます。

議案書⑦、15ページをお開き願います。

15ページに下水道事業会計の補正予算明細書ということで、収益的収入及び支出のうち、収入がございます。こちらと、ページを返していただきまして、17ページに資本的収入及び支出の収入がございます。15ページの収入の他会計補助金並びに17ページの他会計出資金、こちら合わせまして、合計で1,003万6,000円の歳入の補正措置を講ずるものであります。

次に、歳出でございますが、16ページの収益的支出並びに17ページの資本的支出につきまして、給与費の改定及び人事異動によります所要額の整理に伴いまして、それぞれの項目について人件費の補正を講ずるものでありまして、合計といたしまして、1,003万6,000円を増額補正するものであります。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

○安藏委員長 以上で、提出議案の説明については終了しました。

それでは、これより順次質疑を行ってまいります。

初めに、議案第105号 水戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言をお願いします。

中庭委員。

○中庭委員 この議案第105号は、新市民会館建設予定地と旧リヴィンの跡地に再開発を行うための地区計画であります。まず、泉町北地区の建物制限について、質問したいと思います。

今回は、建築面積の最低限度を200平米にするというのが出ています。容積率の最低限度も150%にして建物を制限するというので、今度はある程度小さな建物は建てられないことになってしまうのですが、しかしここには地権者が35名、そして借地借家人を含めると50人の地権者がいるという中で、私が皆さんもわかるように言うと、非常に小さな家屋もあります。こういう家屋は一体どうなるのか。この地区計画によって取り壊さなくてはならないのかどうかというのを、1つお聞きしたいと思います。

それから、2つ目は、旧リヴィン跡地に今度は高さ制限を緩和するというのでありますが、45メートルの高さ制限を60メートルまで緩和して、20階建てのマンションをつくることのできるということになります。しかし、この地域は三の丸の歴史的景観を守るとして、風致地区として地区計画で高さ制限が数年前に設定されたばかりであります。なぜそういう制限を撤回してまでもマンション業者のために高さの制限を緩和するのか。この2つについて、お答えいただきたいと思っております。

○安藏委員長 川崎課長。

○川崎市都市計画部技監兼建築指導課長 ただいまの質問にお答えいたします。

まず、最低の敷地面積につきましては200平米以上とするという規定でございますが、地区計画基準の規定が適用された際に、現に建築物の敷地として使用されている土地で基準に適合しないもの、または現に存する所有権、その他権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば、その土地の全部を1つの敷地として使用する場合は、地区計画区域の基準は適用しないとなっております。ただし、従前の規定に違反した建築物の敷地については除かれることになります。

以上でございます。

○安藏委員長 黒澤課長。

○黒澤都市計画課長 ただいまの御質問のうち、三の丸地区の高さの関係についての御質問にお答えいたします。

当初、高度地区の定めによりまして、当該地区は建築物の高さの最高限度が45メートルとなっていたものが、今回の地区計画でなぜ60メートルになったのかという御質問だと思いますが、考え方といたしまして、当該地区でございますが、水戸駅北口正面に位置しております本市の顔とも言える重要な商業が集積している地区でございます。そういった駅前にあるという立地性から、公共財としても性質の高い、こういったことを踏まえまして、高さを60メートルというふうに地区計画で定めたものでございます。

以上でございます。

○安藏委員長 中庭委員。

○中庭委員 泉町1丁目は、川崎課長さんが言うように敷地面積が200平米以下はだめですよ。こういう建物というのは、幾つくらいあるんですか。

○安藏委員長 加藤所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 お答えいたします。

5軒でございます。

○安藏委員長 中庭委員。

○中庭委員 今ある建物は結局、不適合な建物になってしまうわけです。したがって、結局これは市民会館の建設をするために無理やりまちづくりを行うと。用途、建物制御を行うということではないかというふうに思います。

もともとこの市民会館の建設は計画の白紙撤回ということで、市民の皆さんから非常に強い反対を受けて1万5,000名近い署名が提出された中で、この建設を進めるための地区計画であるということは明確だと思っております。だからそういう点では、私はこの敷地面積の制限とか容積率の制限とか、こういうものはやっぱりこれは市民の皆さんの多くの意見から見れば、これはおかしいということになりますので、私はこれは、やめるべきだと思います。

それから、2つ目の旧リヴィンの跡地の問題ですけれども、三の丸小学校の前に高いマンションが建設されました。この建設によって風致が壊れたということで、住民の皆さんからも意見が出されて、高さ制限を行ったばかりなんです。旧リヴィンの跡地にマンションを建設するために、せっかくつくった風致地区

を守る、歴史的景観を守るということをなくしてしまうということは、マンション業者のための地区計画ではないかと思うんですが、それはいかがでしょうか。

[発言する者あり]

○安蔵委員長 黒澤課長。

○黒澤都市計画課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今回の三の丸地区の計画予定地でございますが、弘道館との地盤面の高さが15メートル下がっている土地でございます。そういったことも総合的に踏まえ、あと、弘道館のほうからの眺望といったことも十分に配慮しつつ、建築物の意匠についても良好なものをつくっていくということで考えてございます。

以上でございます。

○安蔵委員長 中庭委員。

○中庭委員 例えば京都なんかでは、駅前に高い建物をつくるということで、これは反対がありまして、わざわざ高さ制限の地区計画をつくったところもあるわけですよ。全国であるわけですよ。だからそれに逆行するものではないかと。高さ制限を取っ払ってマンション業者のために60メートルのマンション建設を認めるということは、私は水戸駅から見るときにすぐ弘道館や三の丸小学校の歴史ロードのような景観を壊すことになるのではないかと思いますので、私はこんな高さ制限の緩和などはもってのほかだと。

そして同時に、このために水戸市は40億円も補助金を出すということを都市計画審議会でも表明しましたよね。だから、全く水戸市の行政は市民の立場に立っていないんじゃないかということを指摘したいと思います。

ですから、この2つについては私は撤回を、地区計画はすべきではない、市民会館の建設のため、旧リヴィン跡地にマンション業者のための地区計画は行うべきではないということを主張したいと思います。

以上です。

○安蔵委員長 飯田委員。

○飯田委員 この議案でちょっとお尋ねしたいんですが、ここは容積率の最高限度が10分の60と、あと、建蔽率は最高限度が10分の8とあるわけなんですけど、いろいろ幅がある中で選択がされたと思うんですが、その選択の基準というのは何かあるんでしょうか、それが1点ですね。

あと、高さ制限のほうは20階建てのマンションができる予定ということで、20階建てのマンションは高さ何メートルの予定なのか、わかれば教えていただきたいと思います。

○安蔵委員長 加藤所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 それでは、泉町北地区の容積率、また、建蔽率の考え方でございますが、現況予定が商業地域でございますので、現行の容積率600%、現行の建蔽率80%であくまでこの現行の数字を踏襲したものでございます。

○安蔵委員長 坪課長。

○坪都市計画部技監兼市街地整備課長 ただいまの飯田委員の御質問にお答えいたします。

建物の高さにつきましては、現在、想定ではございますが、60メートルとなっております。

以上でございます。

○安藏委員長 飯田委員。

○飯田委員 わかりました。

60メートルとなるとかなり高いんですが、あの辺での高さは京成ホテルが高い建物という印象があるんですが、それとどちらが高いようになるのでしょうか。

○安藏委員長 坪課長。

○坪都市計画部技監兼市街地整備課長 飯田委員のただいまの御質問にお答えいたします。

京成ホテルとほぼ同じ高さと考えております。

以上でございます。

○安藏委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 中庭委員と飯田委員と重複しない形でちょっと1点、確認をさせていただきたいんですけれども、改正内容の(2)の泉町北地区、それと水戸駅前三の丸地区のAとイとありまして、それぞれ建築してはならない建築物という中で、Aの中の(イ)、また、イの中の(イ)だけが違うのかなというふうに思うのですが、同じ駅前、それから中心市街地でそう距離も離れていない中で、こういうナイトクラブ、あるいは工場の違いがある理由ということを教えていただければと思います。

○安藏委員長 川崎課長。

○川崎都市計画部技監兼建築指導課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、泉町北地区におきましては、新市民会館を主要施設とする市街地再開発事業により、芸術文化の拠点の形成を図ることとしております。このことから、本地区にふさわしい良好な市街地の形成に向け、風営法の適用を受ける営業の用に供する建物とあわせまして、ナイトクラブその他設備を設けてダンスをさせ、飲食をさせる営業の用に供する建築物については用途の規制を行うものであります。

また、工場につきましては、現に本地区内において菓子製造のため操業している工場があり、その既存の権利を保護する観点から規制の対象としないものであります。

次に、水戸駅前三の丸地区におきましては、商業機能の導入や良質な都市型住宅を整備するなど、駅前にふさわしい土地利用と都市機能の更新を図り、にぎわいの創出を目指すこととしております。このことから、ナイトクラブその他設備を設けて、ダンスをさせ、飲食をさせる営業の用に供する建築物については、にぎわいの創出という観点から規制の対象としないものであります。

一方、工場につきましては、良質な住環境を形成するという観点から、規制の対象としたものでございます。

以上でございます。

○安藏委員長 その他ございましたら、いいですか。

それでは、次に議案第106号 水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例についてでございます。

中庭委員。

○中庭委員 私も昨日ちょっと行って写真を撮ってきたんですけども、まずこの2つを見てきたんですけども、ちょっと違ったのは、水戸市酒門町の団地造成に伴う児童遊園ですけれども、2連式のブランコ、滑り台、照明、水飲み場があるということで、560平米ぐらいで結構広い公園でした。しかし、中丸町に

ある水戸市新切児童遊園はベルト、帯のような長い長方形で滑り台がたった1つしかない。ブランコもないし鉄棒もないし、本当にたった1つしかない。照明もないということでありまして、同じ児童遊園でもばらばらなんだなというふうに思いました。

そこで質問なんですけれども、児童遊園の設備の設置の定義というのはあるのかなと。酒門町のほうの公園は照明がありました。水飲み場もありました。しかし、新切児童遊園にはないと。そうすると、照明や水飲み場の設置義務というのは児童公園にはないのかなと。これは業者さんの好意によってつけたりつけなかったりするのかなと思いましたが、設置基準はどうなっているんですか。どういうことで市のほうは調整しているのか。

この2つをお答えいただきたいと思います。

○安蔵委員長 上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの御質問にお答えします。

まず、開発行為に伴う児童遊園の設置につきましては、公園緑地課のほうで内規がございまして、その中で運用をしているところでございます。今回の酒門町東原第4児童遊園につきましては、遊園の開発面積が500平米を超えるということで、内規の中で遊具を2基つけるですとか、水飲み場の設置、照明の設置などをお願いしているところでございます。

次の中丸町の新切児童遊園につきましては、公園面積が291平米ということで、500平米に満たない一番小さな公園になる、部類に入るとということで、児童遊園の面積が300平米未満の場合は原則として遊具1基、あと、ベンチ1基を設けていただくということで決めてございまして、そちらのほうで開発業者さんと打ち合わせをしながら遊具の選定なども行ってやってきて、今回の委員会のほうにお諮りしたところでございます。

以上です。

○安蔵委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、500平米以上と300平米以下では設置の内規が違うということなんですか。私、新切児童遊園に行ったんですけれども、滑り台1つしかない。あと、ベンチしかないというので、ちょっと寂しいなと。少なくとも照明や水飲み場などがあれば子どもたちも楽しめる公園なんじゃないかと思うので、その辺の改善というのは考えないのかということが1つ目の質問です。

それから、2つ目は、形が非常に帯状なんですよ。現地に行ってわかるように、非常に帯状で、その脇にまた防火水槽があってそれがまた帯状だから。ズボンのベルトみたいな長いやつなんですよ。だからこれも何か規定というのはないのか、その辺をお尋ねしたい。

○安蔵委員長 上田課長。

○上田公園緑地課長 まず1点目の、改善を考えないのかという御質問ですが、面積が300平米以下ということで、それほど大きくない児童遊園になりますので、過度な設置はなかなか難しいものがあるのかなと考えております。

次に、形が悪いということなんですけど、一応決まりといたしましては、最低の幅が6メートル以上を確保するというので、今回こちらは確かに形状は細長いんですが、最低の幅、6メートル以上というのは確保

してございますので、開発業者さんと児童遊園の設置場所の話し合いの中で決めてきたということでございます。

○安藏委員長 中庭委員。

○中庭委員 それで、この内規の要項を変えていただいて、少なくとも照明だとか水飲み場だとか何かを設置義務になるようにぜひ改善してほしいと思います。

以上です。

○安藏委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 引き続きちょっと確認させていただきたいと思うんですけども、ずっと開発行為で児童遊園とかできたところを見ておりまして、今回久しぶりにブランコが2カ所ありました。ある市営住宅の公園もありまして、そのブランコが大分故障しているというか傷んで古くなっているところを見かけたんですが、こういう公園の中の管理やチェック、今まで滑り台とかありましたけれども、そう傷むものではないと思うんですけども、ブランコの場合、ちょっと危険も伴う遊具だと思いますので、最初のうちは大丈夫だと思うんですけども、その辺の点検をどのような形で行っているのかというのを確認させていただきたいと思います。

○安藏委員長 上田課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの御質問にお答えします。

公園内の遊具のチェックにつきましては、指定管理者である水戸市公園協会のほうで見回りを行ってチェックをするとともに、公園緑地課の職員のほうでも定期的に見回りを行ってございます。

また、それでも全部を見渡すということもなかなか難しいものですから、そういった公園につきましては、地元で実際に使っている方々からの要望を受けまして、その都度対応をとっているところでございます。

以上です。

○安藏委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 そうすると、地元の方がその遊具なりそういうものを気がついたときに、どこへ連絡するのかというのはわかるようにはなっているのでしょうかね。

○安藏委員長 上田課長。

○上田公園緑地課長 各公園のほうで公園緑地課または公園協会のほうの連絡先が記載してございますので、そちらのほうに連絡がくることになっております。

○安藏委員長 いいですね。

それでは、次に、議案第110号 指定管理者の指定について、何かございましたら発言願います。

中庭委員。

○中庭委員 この議案は、先ほどの酒門町の児童遊園、中丸町新切児童遊園の2カ所の児童遊園と、河和田街区公園の維持管理を公園協会に委託するという議案ですが、そこで1つは、児童公園と街区公園の違いはどこにあるのかと。街区公園とたまに聞くんですけども、私たちの近くはみんな児童公園なんで、街区公園と児童公園の違い。例えば設備の設置費だとか、今後の管理運営とか、どういう違いがあるのかというのをお聞きしたい。

それから、2つ目は、河和田街区公園を見てきましたが、面積は2,607平米で790坪ということで、かなり大きな公園でありました。ブランコ、滑り台、背伸ばし、ベンチ、水飲み場、照明など充実していて、非常にいい公園だなと私は評価しました。

この建設費用はどのくらいかかったのかなというのはちょっと思ったんですけども、そんなにはかからないと思うんですけども、この建設費用はどのくらいかかって、例えば街区公園というのは国から補助が出るのかなというのを一つお答えいただきたい。

それから、この土地は以前に赤塚駅北口から国道50号まで抜ける幅30メートルの大きな道路を建設するために、そこに地権者がいたんですが、地権者の移転補償の一環として買い取ったという土地であります。が、当時は幾らぐらいで買い取ったのか。

○安蔵委員長 ちょっと中庭委員、議案と違う話じゃないか……

○中庭委員 いやいや、街区公園の話をしているんです。河和田街区公園の話。ちょっと聞いてみます。

○安蔵委員長 いやいや、指定管理者の指定の話なんで、じゃ、とりあえずその件で……

○中庭委員 その点、幾らで買い取ったのか。

○安蔵委員長 ほかにちょっと飛んじゃっているの。街区公園と児童公園の違いについて説明してください。

上田課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの委員の御質問にお答えします。

児童公園と街区公園の違いでございますが、児童公園と街区公園は同じ公園になります。平成5年の都市公園法施行令のほうで平成5年6月30日に改正がございまして、それまで児童公園ということで専ら児童の利用に供することを目的にという文言につきまして、改正後が街区内に居住する者が容易に使うことができることを目的にということに表記が変わりまして、その平成5年の法改正に伴いまして、児童公園が街区公園という呼び名に変わったということでございます。

児童公園と街区公園は全く同じものということです。

○中庭委員 全く同じで、もう面積とかそういうものは関係なく、要するに市が児童公園と認定すれば、これは街区公園ということなんですね、そうすると。課長、それでいいんですね。

○上田公園緑地課長 はい。

○中庭委員 そこで、私、先ほど質問いたしました河和田の学区の河和田街区公園を見たんですけども、非常にいい公園だと思いますが、この経過はどんなふうな形で街区公園はできたの。この公園を指定管理として公園協会に委託するわけでしょう。その点で、この河和田の街区公園の設備が結構立派だったから幾らぐらいかかったのかと。それからこの土地の購入は幾らぐらいかかったのかというのを聞いているんだ。教えてください。

○安蔵委員長 上田課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの御質問にお答えします。

公園の建設事業費ですが、こちらのほうが1,655万6,400円になります。また、土地の購入につきましては、平成18年に購入したんですが、1億5,617万6,671円でございます。

以上です。

○安藏委員長 中庭委員。

○中庭委員 大変なお金かけてつくった街区公園ということになりますね。それで、今回の整備に当たって、地域住民の意見というのは聞いたんですか。例えばどんなものが必要かとか、どうするかとか、そういうものはあったんですか。

[発言する者あり]

○安藏委員長 上田課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの御質問にお答えします。

今回の公園建設に当たりましては、地元の自治会などとお話を重ねて建設をしていきました。

○安藏委員長 飯田委員。

○飯田委員 私も河和田街区公園についてお尋ねしたいんですが、今年の5月の連休明けにオープンしたと思うんですが、それから今年いっぱい市の直営ということで公園緑地課のほうで管理しているということで、その間、半年ぐらいたっていますけれども、この利用状況というか利用者の声などが公園緑地課のほうに何か届いているのであれば、そういったことを聞きたいんですが。

○安藏委員長 上田課長。

○上田公園緑地課長 利用者の声ということでございますが、こちらの公園につきましては、近くに住んでおりますお年寄りの方がいるのですが、そちらの方に既に御利用をいただいているということで、大変喜んでいただいているものと考えております。

○安藏委員長 飯田委員。

○飯田委員 もう一回確認しますけれども、竣工してから今年いっぱい公園緑地課のほうで管理をしているということで、指定管理者のほうはそれからですから、公園協会のほうは関係していないということでしょうか。

○安藏委員長 上田課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの御質問にお答えします。

指定管理者への指定は、平成29年1月1日からということになりますので、それまでにつきましては水戸市の公園緑地課のほうで管理をしていくということになってございます。

○安藏委員長 中庭委員。

○中庭委員 公園協会に264カ所の児童遊園、それから街区公園も含めるともったくさんの公園が今、指定しているんですけれども、ぜひ予算をふやしていただいて、十分な管理ができるようにしていただきたいと思います。

以上です。

[発言する者あり]

○安藏委員長 それでは、次に、議案第111号 市道路線の認定及び廃止について、御質問がある方はどうぞ。

中庭委員。

○中庭委員 実は、この酒門358号線の認定については、路線に関係する住民からさまざまな反対の意見も出されております。そこで、質問は11月22日の住民説明会において出された意見、それから参加人数、どういう方を住民説明会の対象としたのか、お聞きしたいと。

特に、道路建設地域の脇に常磐の杜ニュータウンというのがあるんですよ。私も行って来たんですが、これが常磐の杜ニュータウンで、非常に閑静な住宅地の脇を通る路線なんですね。ですから、私はそういう点ではこの人たちの意見も当然、聞くべきじゃないかと思えます。やっぱりここを8,000台の車が通るわけですから。この人たちは住民説明会の対象としたのかどうか、お答えいただきたい。だから、私の質問は、どういう人たちを対象に住民説明会をやって、何人ぐらい来て、どういう意見が出たのかお聞きしたいと思えます。

○安藏委員長 弓野課長。

○弓野建設部技監兼道路建設課長 ただいまの中庭委員さんの御質問にお答えいたします。

まず、関係地権者、この説明会にお呼びした方なんですが、実際計画を入れた段階では、その道路の幅員、標準断面13メートルになっていますが、それで計画線を入れております。ですから、地権者、それと道路の周辺の関係されるだろうという方を対象に説明会は通知をさせてもらっております。資料にありますように、そういう方で85名に通知をさせてもらっております。

その方々と、常磐の杜の自治会のほうにも連絡はしております。

以上でございます。

○安藏委員長 中庭委員。

○中庭委員 今の話では、町内会を通じて連絡したということであって、個別に連絡したわけではなかったんですね。普通、住民説明会と2つありますよね。私も町内会長やっていますから。町内会長だけに来て終わりというのと、そうじゃなくて、一人一人の関係者に連絡をすると、通知文書を渡すというやり方がありますよね。そうすると、今のやり方では町内会長さんに渡すだけということでしたね。

[発言する者あり]

○中庭委員 ただ、私はきちんとやっぱり隅々まで、常磐の杜ニュータウンというこういう閑静な住宅地のすぐ脇を通るわけですよ。私も昨日行って見ましたけれども、すぐ脇に大きな団地が今、造成されているわけですよ。だから、そういう人たちの意見もやっぱり当然聞くべきではなかったかと思うんですが。

今、答弁なかった人数とか、出された意見はどうだったんですか。

弓野課長。

○弓野建設部技監兼道路建設課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

平成28年11月22日、酒門市民センターにおきまして、計画路線の説明会を実施いたしました。計画線の説明の中で、実際に現道の有効利用と、現在建設されています建物等に支障がないような計画で線形を入れさせていただきました。

その中で、現計画ですと、倉庫が3棟ほどかかる予定となっております。先ほどもお話ししましたが、関係地権者が85名おまして、当日の出席者は45名でした。

それで、説明会での反対の意見が確かに出ました。これは2件ほど出ました。3名の方から出たんですが、

1件は御夫婦だったものですから、2件として報告させていただきます。

なお、説明会に出席できなかった地権者の方からも、電話等での問い合わせがございました。それは3件ほどございました。うちのほうの考えといたしましては、この当該路線につきましては、水戸市として必要な道路でありますので、今後も継続的に計画路線の説明をさせていただきますして、地権者の御理解を求めながら事業を推進していきたいと考えております。

以上です。

○安藏委員長 中庭委員。

○中庭委員 事業を推進していきたいということですが、私も現場に行って写真撮ってきたんですけども、非常に閑静なところですよ。閑静なところに13メートルの道路をつくるということで、この閑静な環境が破壊されちゃうと。ディーゼル車のごみ収集車が1,000台、その他7,000台の一般通行車が来るといって、地域の住民の皆さん、特にこの付近の皆さんが住民説明会で反対表明しましたよね。課長さん、反対表明しましたよね。それはどうなんですか。この問題について教えてください。

○安藏委員長 弓野課長。

○弓野建設部技監兼道路建設課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほど言いましたように、当日の説明会では45名ほどの関係地権者の方に出席していただきました。その中で3名の方、2件なんですけど、その方から反対の御意見は出ております。ただ、大多数の方からは反対の意見は出ておりませんので、うちのほうとしてはこの道路計画にある程度賛同していただけるのかなと考えております。

○安藏委員長 中庭委員。

○中庭委員 それは道路建設課長の主観ですよ。黙っていたから賛成ではないかというのは課長の主観でしょう。反対の方が3人いたわけだから。そしてこんな閑静なところで2メートル道路があつて、非常に過ごしやすいいところを破壊されちゃうと言ったんじゃないですか。だから、そういう点では、私はやっぱりこの計画はふさわしくないと思います。

それから、あと、私、道路建設予定地の近くに行ったら、ときわの杜保育園というのがありますね。できたばかりの保育園ですね。だからこういう保育園の脇を通すということになるんですけども、すぐ脇を通ることになる計画ですよ。どうなんですか。

○安藏委員長 弓野課長。

○弓野建設部技監兼道路建設課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今回計画されています路線の近接、今、ときわの杜保育園というのが建設をされております。ときわの杜保育園の北側に当たるわけなんですけど、ちょうど常磐の杜の住宅地の入り口に交差点を計画しております。交差点を計画しまして、その交差点で安全な歩行者の誘導をしながら保育所のそばなんですけど、そういう対応をしていきたいと考えております。

○安藏委員長 中庭委員。

○中庭委員 お認めになりましたね、すぐそばなんです。だからそういう点では児童の安全対策から見てもこの道路計画はふさわしくないと思うんです。

それから、もう1枚、この写真持ってきました。この写真は道路延線にかかるすぐ脇の民間の分譲された団地の写真なんですけれども、さっきは倉庫が3つしかかからないと言っていたけれども、その脇には家があるんですよ。保育園もあるし。このような家もあるし。常磐の杜のニュータウンもあるし。

だから、家がかからないから問題ないみたいな話をさっきから言っていますけれども、とんでもない話だと私は思うんです。それはもう全くこういうものを無視してやるやり方ではないかと思うんですが、何でこんなところに道路建設を、何でこんなところに市道路をつくろうとしているんですか。住民の皆さんが反対している、もう絶対に認められないと言っているにもかかわらず、課長は頑固として推進するというのを、やっぱり私は住民の立場に立って考えてほしいと思います。市政というのは市民のためにあるんだから。そこをしっかりと考えてほしいと思うんですが、なぜこの計画を進めたのか、どういうことで進めたのか、お聞きしたい。

○安蔵委員長 中庭委員さん、先ほど資料提出がありました。資料提出でかなり詳しく今までの経過がありますので、明日そのことについて意見をいただきながら採決しますので……

○中庭委員 ちょっと待って。私はもっと幾つも質問したいことがあるんですよ。だからぐっとこらえているんです。

それで、さっき渡された資料を見ると、実は結局新ごみ処理施設のアクセス道路につながる道路ということになるんです。それで、そうなると、結局新ごみ処理施設のためのアクセス道路となれば、私が主張したのは、この脇に県道中石崎水戸線があるんですよ。そして中石崎水戸線を通れば、別に道路をつくらなくてもアクセス道路に接続できるんじゃないですか。県道であれば、今、若干途中で一部歩道がないところがありますが、今、用地買収やっていますよね。この費用は全部、県がやるんですよ。そうすると、市の負担はないんですよ。そこを通せばいいんじゃないの。何でこんな道路をつくるの。わざわざその脇に県道中石崎水戸線があって、そして両端に歩道があって、一部のところをやればいいんじゃないの。教えてください。

○安蔵委員長 大森課長。

○大森建設計画課長 中庭委員の御質問にお答えします。

今回計画している路線は、あくまでも水戸と大洗の方面を広域的につなぐ道路の一部として、既設で先行してつくられている新ごみ処理施設のアクセス道路、そちらのほうの利活用を図れば、水戸と大洗がよりネットワークとして強化されるということで、整備のほうを進めていきたいと考えているものでございます。

○安蔵委員長 中庭委員。

○中庭委員 確かに水戸市は今年3月の水戸市都市計画マスタープランを見れば、道路をつくるということになっているんだけど、しかしこの道路はあくまでも点々であって、別にどこを通すかというのは具体的には何もありませんよ。ただ、大洗までつなごうという路線であって、それを無理やりこんな閑静なところにつくっちゃうというのは、非常にまずいね。私はまずいと思うんですよ。

だから、そういう点で私はやっぱり住民の立場に立てば平成28年11月22日に地元説明会をやって、そしてこれを見ると、12月20日の本会議で議決して決めちゃうと。あとはもう日程の詳細を見たら、もう既に今度は測量、それから用地買収と書いてあります。余りにも住民の声を聞かない市民無視の姿勢じゃないですか。どうなんですか。

○安藏委員長 弓野課長。

○弓野建設部技監兼道路建設課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

11月22日に初めて計画の説明会をしました。その中で、今後のスケジュールといたしまして、今後、現地の測量等を実施しまして、その後、詳細設計をさせていただくと。その中で、道路の高さとか道路の幅が出た段階で再度、地権者説明会を実施しますと説明会の中でも言っております。そういう形で、また地権者の皆さんと御協議をさせていただきたいと考えております。

○安藏委員長 松本委員。

[発言する者あり]

○松本委員 中庭委員さん、私が指名を受けているんだけど。

○中庭委員 私、1点だけ。測量とか、31年度にも用地買収と書いてあるんだよ。買収と書いてあるんですよ。

○安藏委員長 中庭委員さんの資料要求に対してもらっているんです。

[発言する者あり]

○中庭委員 買収と書いてあるんだから、住民の声を聞かずに買収するということでしょう。住民の人たちは道路ができるということでもう本当に精神的に落ち込んで、そして大変な精神的な弊害を受けている方もいらっしゃるんですよ。だからそういう点で、私はきちんと……

○安藏委員長 暫時休憩します。

午前11時12分 休憩

午前11時14分 再開

○安藏委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

松本委員、どうぞ。

○松本委員 この認定の問題で、この前も私は現道のない中に認定するのはいかがかというような質問をさせていただきましたね。今、中庭委員さんが言われているのは、公道があるところ、6尺か9尺か、1メートル80か2メートル70幾つか、あるところの話なんですよ、基本的に言っているのは。その先が今度は畑の中を通っていく。道路がないところを認定していくと、これはちょっと今までに私も記憶がなかったというようなお話をしたら、これは国のほうの認定をとって、国のほうの補助を受けてこの道路を進めていくというような答弁をいただきましたので、私はそれで納得はしました。

ですから、私が今、やはり常磐の杜の周辺に知り合いは何人かいます。特に反対はしていません。私の知っている方は、何人かいます。ですから、早くつくってほしいと、逆の立場の人もいるんですよ。やはり今、こういう御時世ですから、水戸市が買収をしてくれるということはお金になるわけですから。あの辺で土地を持っている方が、結局、今、土地なんかは、なんかはと言ったら申しわけないんですけども、大変下落していて、大変安いんです。水戸市が公共用地として買収をしてくれるということは、5,000万円まで税金が非課税なんですよ。それでも普通の相場よりは、私は国の補助をもらってやるということは、坪単価もそれなりの単価になってくるのだらうと思います。そういうことを期待して、地権者の皆さん方も私

の知っている限りでは、前向きな考えを持っている方が何人かおりました。

それで、欠席されたと今、言われた方もいたんだけれども、欠席された方の中からも相談を私は受けました。だけど、それはもう別に反対する問題でもないし、あなたにはこの道路には関係ないことだから、それは自由でいいですよと言ったら、じゃ、私は行きませんというような方がおりました。

ですから、この問題等については、やはりこのスケジュールに沿って、新ごみ処理施設という水戸市の4大プロジェクトの1つとして、午後から特別委員会もありますけれども、そういうことの予定がもう先に決められているものですから、アクセス道路としては絶対的に必要なものですから、やはり私は賛成の立場でもってこの道路の推進を頑張って、反対されている方の説得を一生懸命して、協力をいただけるように頑張っていたきたいと思います。

以上です。

○安藏委員長 そのほかの方、どうぞ。

高橋委員。

○高橋委員 開発行為や寄附行為によって、公道に認定をされる。そのことによって公道の周りに家が建って、そして人が張りつく。そのことが水戸市の経済活性化のために大変私はすばらしいものだと思います。しかし、家が建って、人が張りついて、そうなってくると当然、車も多く通る。道路を横断する人も出てくる。そうなってくると、その反面、それらの市道に対して安全対策を講じなきゃならないかと思うんですね。

例えば、横断歩道をマーキングするとか、ガードレールを設置するとか、あるいは、道路標識をつくったり、そのように安全対策を講じなければならないんだけれども、今、ただ単にその開発行為や寄附行為によってやみくもに受け付けるのではなくて、昨日の本会議の建設部長の答弁の中にもありますように、市民の安全で快適な住環境の創出や歩行者等の安全を図る上で必要不可欠な社会資本整備の基本だという答弁があったようでありますけれども、やはり公道に認定した以上は、今回はいたし方ないとしても、これから認定する道路については、ある程度の歩行者に配慮した安全対策、ガードレール、カーブミラー、防犯灯、そういうのも開発行為をやっている方にある程度のもをつけていただくことが、水戸市の財政硬直化を防ぐ1つの要因にもなるかと思うんですね。

そういうことについて、これから検討していただきたいんですが、その点について何かそういうふうにしたいたいかという点がありましたら、御答弁をいただきたいと思います。

議案に出されている分についてはこのまま私も賛成ですからいいですけども、これからのやはり課題として、ただ単に受け取るんじゃなくて、安全対策を講じるように、業者にも指導するべきだと思うんですよ。その辺についての抱負をちょっと聞かせてくださいよ。

○安藏委員長 大森課長。

○大森建設計画課長 今の高橋委員の御質問にお答えいたします。

開発行為などの道路については、当然、開発行為が終わって完了検査が終わったあと、市のほうで帰属という形で引き受けてございます。その中で、開発行為については事前協議で現地のほうで立ち会いを行いながら進めているところもございますので、そういった現地調査を行った際、そういった危険が見受けられそうだとか、想定できるようなところについては、そういった安全対策を図っていけるよう、調整しながら進

めていきたいと考えてございます。

○安藏委員長 飯田委員，どうぞ。

○飯田委員 市道の廃止と再認定について質問なんですけれども，今回，上市205号線ということで，水戸二中の前のところの道路が廃止になって，今度，再認定で2路線ができるわけですが，道路が分断されるという地図が出ております。大手橋の関係ですけれども，道路は水戸市内の人はある程度わかっているとしても，県外から来たような方の場合，道路に入ってきてUターンするようになってしまうと思うんですが，その辺はどのようにされるのか。水戸三高のほうから入ってくる部分と弘道館から来る部分と両方あると思うんですね。それについてお答え願いたいと思います。

○安藏委員長 坏課長。

○坏都市計画部技監兼市街地整備課長 ただいまの飯田委員の御質問にお答えいたします。

ここににつきましては，附属小学校の前，あるいは水戸第二中学校の前から50メートルくらい水戸三高のほうに行ったところに，正門の前から50メートルほど水戸三高のほうへバックした部分に回転場というものをつくりまして，そこで来た方々に回転していただいて，またはお戻りいただくというようなことをすると同時に，杉山坂あるいは水戸三高の坂から上がってきた方々にも注意喚起の看板をつけて，この先行きどまりだということで，県外の方々が来てわかるような形をとっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○安藏委員長 飯田委員。

○飯田委員 そうすると，そういう標示をつけるということですね。それであっても，突っ込んで行っちゃった場合は，この茨大附属幼稚園のところの入り口あたりで回転するようになっているんですか。

○安藏委員長 坏課長。

○坏都市計画部技監兼市街地整備課長 回転場という回転をするような道路構造にしまして，そこで回って，またUターンして戻っていただけるというような構造の道路をつくります。

以上でございます。

○安藏委員長 飯田委員，どうぞ。

○飯田委員 大型車両は現在も通行禁止ですか。

○安藏委員長 坏課長。

○坏都市計画部技監兼市街地整備課長 大手橋につきましては，3トン規制で大型は入れないようになっております。

以上でございます。

○安藏委員長 五十嵐委員さん。

○五十嵐委員 中庭委員さんが言っているように，市道酒門358号線につきましては，明日意見を述べさせていただきます。

今，飯田委員からありました，廃止になってまた再認定となりますけれども，この間のところというのは，市の普通財産の土地になるのでしょうか。

○安藏委員長 大森課長。

○大森建設計画課長 ただいまの五十嵐委員の御質問にお答えします。

もともと市道敷だったところを、今回、大手門の建設ということで、建築物を建てるということから道路区域を外すということで、今回このような市道の認定のほうをさせていただいてございますけれども、あいた部分の道路として管理をしないという部分につきましても、大手門の整備が終わったあと、管理する部門が市のほうで持つようなことでしょうかっております。

○安藏委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 わかりました。

もう一度、議案書①に戻りまして、35ページが廃止で、32ページで再認定、それから、もう1カ所、36ページで廃止をして、33ページで再認定と。これはもうわかるんですが、37ページの①から⑦が廃止道路になり、これは廃止になったままという認識でよろしいんですか。

○安藏委員長 大森課長。

○大森建設計画課長 ただいまの五十嵐委員の御質問にお答えします。

37ページに記載されている道路については、御指摘のとおり、こちら全部廃止になりますが、ページを戻していただきまして、34ページにちょっと縮尺が違うんでわかりづらいんですが、再認定ということで常澄8-3681号線が新たに指定するような道路となつてございます。こちらは37ページのほうと見比べていただきますと、上から下に縦に抜けている道路が1本、常澄8-2310号線という道路がありますが、こちらの部分、今回の廃止が新ごみ処理施設整備に伴う建設に伴って、区域内にある道路を廃止するというような形になってございまして、そのうち、上から下に延びている道路の半分が敷地の用地として入つてございまして、残りの部分については敷地外で、現在も利用されている方々がおられるものですから、こちらのほうは再認定で残すというような形になってございまして。

○安藏委員長 中庭委員。

○中庭委員 私、まだ幾つか質問残ったんで、3つちょっとまとめて質問しますから。答えてください。

1つは、反対者がおります。しかし、先ほどの道路建設課長の話では、あくまでもやりたいということなんです。そうならば、反対者が例えば地権者の場合、これはあくまでも、そうすると前の委員会では道路法に基づいて強制執行ができるんだということを言っていましたね。大森課長さん、言っていたでしょう。道路法の第三十何条でと松本委員さんが聞いたら言ったでしょう。だから、この件も同じでしょうよ。この件だって、市道認定して、そして今度の20日に議決するのでしょうか。そうなったら、反対者がいても、例えば地権者の方がいても、あくまでもその方については強制執行するのか、あるいはどうするのかというのをどんなふうになるのかが1つ。

それから、あと私は、今回の道路の設定の仕方というのは、市が決めて、そして議会に上がって1回説明会をやって決まっちゃうというやり方は、余りにも拙速と思わないのかと。そこで質問なんですけれども、道路建設に当たってこの地権者の事情、関係者の事情というのは考慮しないのかと。例えば、こんなところに道を通させては困るという意見があった場合に、そういう意見はどういうふうに水戸市は受けとめるのか。こんなのは考慮しないでやるのか、その辺、ちょっとお聞きしたいと思います。

[発言する者あり]

○安藏委員長 弓野課長。

○弓野建設部技監兼道路建設課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

まず、反対者に対します対応でございますが、道路をつくっていく中で、何回かの説明会を実施して、市の計画を理解していただくというような形になってくると思います。ですから、私たちはこれからその道路計画に対しまして地権者の皆様に御理解を得られるように努力をしていきたいと思っております。

それと、説明会の中で反対者の方はおりました。確かに反対者がいるから道路を曲げるのかとか、いろいろなものがありますけれども、やはり道路をつくっていく中で、説明会並びに地権者の方々と協議をさせていただいて、地権者の方の御理解が得られなければ道路というものは多分、建設できないと思うので、やはり地権者の方の御理解を得ていくというのが、私たちこれから課せられた課題だと思っておりますので、そこは努力していきたいと思っております。

以上です。

○安藏委員長 中庭委員さん、ちょっと待ってください。明日またございます。

○中庭委員 いやいや、言いますよ。

今、この道路建設に当たって、周辺の方、地権者の中で、もう夜も眠れない、どうしようという人たちもいるんですよ。だから、そういう人たちのことも考えてみて、きちんとやっぱり住民の意見を受けとめるということをしてもらいたい。反対意見については明日詳しく述べたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○安藏委員長 それでは、議案第111号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第120号 土地の取得について（都市計画道路3・3・2号中大野中河内線用地）について、質問のある方。

中庭委員。

○中庭委員 この土地は、都市計画道路3・3・2号線の用地として買収されたんですが、私も土地開発公社の理事をやっているんですが、私も賛成いたしました。もともとこの公社が解散するというのは、今の情勢から見て当然のことでありまして、水戸市が買い戻すというのはやむを得ないというふうには私は思います。

そこで、いつごろ買収して、当時の買収価格というのは大体幾らだったのか。今回見ますと、かなり高い金額でした。坪29万5,000円でした。今回、要するに、8,771平米の土地を7億8,488万円で買い戻すと書いてありますよね。1平米にすると8万9,485円ですから、坪で言うと29万5,000円ということになります。したがって、今の現状から見ればかなり高いんですが、なぜこんなに高いことになってしまったのか。例えば塩漬け期間の利息とかいろいろあったと思うんですよね。だから、そういう点では、この今回水戸市が買い取るお金7億8,488万円の内訳はどうなっているのか、お答えいただきたい。

○安藏委員長 弓野課長。

○弓野建設部技監兼道路建設課長 ただいまの中庭委員さんの御質問にお答えいたします。

合計で7億8,488万6,492円の内訳なんですけど、実際に用地を購入したときのお金、これは5億9,421万5,295円です。それに、1億7,625万5,893円という利息がついております。利息に

つきましては、平成9年からこの土地は買っておりますので、当初は利息が高かったと。2.4%くらいありましたんで、そういう形で計算がされております。

以上でございます。

○安蔵委員長 中庭委員。

○中庭委員 塩漬けにしてしまったためにこんな利息もかかってしまったというのは、非常に残念ですけども、いたし方ないのかなという気持ちもあります。

それで、この都市計画道路3・3・2号線は私の住んでいる近くの場所でありまして、地元の皆さんは買い取った土地が草がぼうぼうと生い茂って、長く生い茂っちゃって困っていると。市役所のほうではどうしているのかなと、その売った周辺の方に聞きましたら、年2回すごく草が高くなってから刈りに来るんだと言っていました。公社の方が草刈りに来るんだと言っていましたけれども、今度、水戸市に移管になるんですけれども、こういう住民の皆さんからの意見をやっぱりしっかり受けとめて、そんな長く伸びなくてもきちんと刈れるようにしてほしいというのが地元周辺の皆さんの意見でしたが、今後そういう点もきちんと対応していただきたいと思うんですけれども、今後の対応についてどうなのかお答えいただきたい。

○安蔵委員長 弓野課長。

○弓野建設部技監兼道路建設課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

やはり土地を買い戻すわけですから、その買い戻しました土地につきましては、適切な管理を今後実施していきたいと考えております。

以上です。

○安蔵委員長 それでは、次に、議案第127号 平成28年度水戸市一般会計補正予算（第4号）中別表中歳出中第8款（土木費）について、質疑がある方は発言願います。

高橋委員。

○高橋委員 8款土木費に関連してちょっと質問したいんですけれども、市民、そして議員から要望を受けて、国のほうの第2次補正予算について、建設部のほうでは国交省のほうに予算要求したかと思うんですよ。それは建設部で国交省のほうに予算要求したのか、あるいは建設部の意向を受けて財政のほうから国交省のほうに予算要求をしたのか、その辺について何か説明できますか。

○安蔵委員長 大森課長。

○大森建設計画課長 ただいまの高橋委員の御質問にお答えします。

今回の大型補正に関するものにつきましては、現場ですぐに効果が出るような事業ということで、補助の関係の道路関係につきましては、補助の取りまとめを私どものところでやっていることが多いものですから、私どものほうでどういったところがあるか、県と調整しながらピックアップをしまして、そちらのほう、県を通して国に要請したような形になってございます。

○高橋委員 それで、国交省のほうに予算要求をして、本会議の代表質問の中にもあったんですけども、2億6,000万円の財源が水戸市にあったと。しかし、この予算書を見てみると、今回職員の給与改正に伴うことだけで、28年度の補正予算2億6,000万円の財源がどこにも8款土木費の中に入っていないんですね。これはどういうことなんですか。

○安蔵委員長 大森課長。

○大森建設計画課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほどの補正予算に関する予算が、要は今回議案として上がっていないのではないかと御質問かと思えますけれども、今回確かに補正予算のほうで要求した分について、高橋委員のほうから言われた金額が内示を受けて実施をすることになりましたが、当初予算で計上しておりました補助に関する予算については満額、私どものほうでは用意はしていたんですけれども、国のほうの内示が低くて、要は全額執行できないような状況になってございます。その未執行となってしまう部分の予算の中で、その補正の予算の部分を補填できるということだったものですから、追加の枠がとれなくても補正が執行できるということで、今回補正の予算を上げていないような状況になってございます。

○安蔵委員長 高橋委員。

○高橋委員 そうすると、その補正予算の2億6,000万円というのは建設部の財源としても確保はすると。ちょっと私が疑問に思うのは、28年度予算ですから、来年の3月いっぱいまでが28年度ですよ。それをまた平成29年度予算の財源として使うというような、今、説明なのかな。違うんですか。

○安蔵委員長 大森課長。

○大森建設計画課長 すみません。説明がちょっと不足して申しわけありません。当初、行おうとしていた国庫補助金の予算については、3月の議会のときに御承認いただいて、市が今年度執行するという形で予算のほうは計上させていただきましたけれども、そのうちの当初、100%国から入ってくるとして、見込んでいた補助金が、要は3割とか4割ぐらいしかつかなかったものですから、残りの事業費の6割部分が執行できない状況になってございました。

今回の補正の額をとったときに、その当初の予算の枠の中で要は執行ができるのかどうかということを見たときに、新たにプラスアルファの枠をとらなくても、その未執行を、要は最終的な不用額という形になってしまうおそれのあった予算の部分を活用すれば、補正予算を活用できるということで、今回補正のほうはしていなかったもので、今年度予算の中でのやりくりで執行ができるということで、補正を上げてございません。

○安蔵委員長 高橋委員。

○高橋委員 私も確認したわけじゃないんですけども、水戸市も今、大型プロジェクトで財政が大変厳しいと。その2億6,000万円の財源がみんな水戸市の財政のほうで保管をされていて、2億6,000万円が全部建設部に出ないだろうといううわさが出ているんですよ。うわさで質問してまずいんですけども。その辺はしっかりと国交省のほうに建設部で要求した貴重な財源ですから、しっかりとその2億6,000万円については建設部でガードをかたくして守って、2億6,000万円でもプラスになってもいいですよ。そういうふうな努力をしていただきたいと思います。

○安蔵委員長 中庭委員。

○中庭委員 今回はこの補正予算は、職員の給与の引き上げということになりまして、ただ、引き上げ額は0.2%ということで、この議案説明書の中では、総額で1億1,518万円です。それで、対象人数は2,031人ですから、割り返すと1人5万円ということで、年間5万円の給与引き上げです。平均でも大

体月4,000円程度の引き上げでありますから、とても私はこの引き上げでは足りないと思うんです。もっと引き上げて、職員の皆さんが仕事に邁進できるように、ぜひすべきだと思うんです。

それともう一つ、ここの今回の引き上げで問題点は、配偶者の扶養手当を段階的になくすということなんですよ。私はやっぱりプラスとマイナスで言うと、結局これはマイナスにはならないけれども、給与の引き上げには、引き下げられる方がたくさん出てしまうということになってしまうので、私はそこは問題だと思います。

そういう点で、ここは人事課の職員が担当課長がいないので誰も答える人がいないと思うんだけど、副市長もいないですよ。この水戸市の0.2%の引き上げについてどういうふう考えているのか、答弁できる人はいないですね。だから、いずれにしても私は引き上げは少ないと、もっと引き上げるべきだというふうに思います。

以上です。

○安藏委員長 そのほかございますか。

それでは、次に、議案第134号につきまして、御発言がございましたらどうぞ。

中庭委員。

○中庭委員 先ほど述べた一般職員のことと同じように、下水道についても本来ならもっと引き上げるべきだと思います。配偶者の扶養手当の将来廃止はやめてほしいというふうに主張したいと思います。

○安藏委員長 それでいいですか。

それでは、以上をもちまして、質疑は全て終了しました。

それでは、本日の委員会はこの程度をもって散会したいと思います。

なお、明日の委員会は午前10時に開会したいと思いますので、よろしく願いをいたします。

以上をもちまして本日の都市建設委員会を散会します。

御苦労さまでした。

午前11時43分 散会